

様式 1-1

開発行為に係る公共物使用同意申請書

公共物使用場所	羽生市 地先より						
開発行為の目的 (内 容)							
開発行為により 使用することになる公共物	総面積		m ²	内 訳	道 路	m ²	
					水 路	m ²	
					その他	m ²	
公共物使用内容							
添 付 書 類	位置図、公図の写、現況平面図、土地利用計画図、求積図（開発区域及び公共物）、利害関係人の同意書、その他参考資料（境界確定図、現況写真等）						
<p>開発行為に関する上記公共物の使用について同意を得たく、申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>羽生市長 河 田 晃 明 様</p> <p>開発許可申請者 ㊟</p>							
同意審査兼伺欄				起 案	平成 年 月 日		
下記の条件により同意してよいか伺います。				決 定	平成 年 月 日		
市 長	副市長	部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	起案者
合 議	財政課長	まちづくり政策課長			道路街路係長		
(付記)							
(条件)							
(審査)							

別 紙

羽生市長（以下、「甲」という。）は、開発行為の申請者（以下「乙」という。）に対して、以下の条件を付して都市計画法第33条の規定に基づく開発行為に関する同意をする。

条 件

- 1 乙は、新設公共物（道路及び水路）が完成した場合は、遅滞なくその旨を甲に届け出し、現地において甲の確認を受けること。
- 2 開発行為に関する工事完了公告後は、乙は、甲に対して速やかに土地表示、所有権保存及び所有権移転嘱託登記の申請を行うこと。なお、嘱託登記書の作成は、乙の負担において行うものとする。
また、乙から市に帰属する土地については、所有権以外の権利が設定されたものでないこと。（既に設定された土地である場合は、工事完了公告日前までにすべて解消すること。）
- 3 乙は、開発行為の許可取り消しがあった場合、または開発行為を中止した場合は、乙の負担において速やかに従前の公共物（道路及び水路）を回復し、甲の確認を受けること。
- 4 当該公共物（道路及び水路）の付替え工事に起因して、第三者との間で紛争が生じた場合は、乙の責任において誠意を持って解決にあたること。
- 5 市が新設公共物（道路及び水路）の引渡しを受けた後、隠れた瑕疵により、道路又は水路としての機能、若しくはその維持管理に重大な支障をきたし、甲が改善措置を請求した場合は、乙は、乙の負担においてその責に応じること。
- 6 都市計画法第32条の規定に基づき、締結する「公共施設の管理に関する協議書」を遵守のうえ、工事を施工すること。
- 7 その他、この条件に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定すること。

様式 1-2

開発行為に係る公共物使用同意申請書

公共物使用場所	羽生市 地先より				
開発行為の目的 (内容)					
開発行為により 使用することになる公共物	総面積		内訳	道 路 m ² 水 路 m ² その他 m ²	
	m ²				
公共物使用内容					
添 付 書 類	位置図、公図の写、現況平面図、土地利用計画図、求積図（開発区域及び公共物）、利害関係人の同意書、その他参考資料（境界確定図、現況写真等）				
開発行為に関する上記公共物の使用について同意を得たく、申請します。 年 月 日 羽生市長 河 田 晃 明 様 開発許可申請者 ⑩					
上記について、同意する。 年 月 日 羽生市長 河 田 晃 明 ⑩					
(条件) 別紙のとおり					

別 紙

羽生市長（以下、「甲」という。）は、開発行為の申請者（以下「乙」という。）に対して、以下の条件を付して都市計画法第33条の規定に基づく開発行為に関する同意をする。

条 件

- 1 乙は、新設公共物（道路及び水路）が完成した場合は、遅滞なくその旨を甲に届け出し、現地において甲の確認を受けること。
- 2 開発行為に関する工事完了公告後は、乙は、甲に対して速やかに土地表示、所有権保存及び所有権移転嘱託登記の申請を行うこと。なお、嘱託登記書の作成は、乙の負担において行うものとする。
また、乙から市に帰属する土地については、所有権以外の権利が設定されたものでないこと。（既に設定された土地である場合は、工事完了公告日前までにすべて解消すること。）
- 3 乙は、開発行為の許可取り消しがあった場合、または開発行為を中止した場合は、乙の負担において速やかに従前の公共物（道路及び水路）を回復し、甲の確認を受けること。
- 4 当該公共物（道路及び水路）の付替え工事に起因して、第三者との間で紛争が生じた場合は、乙の責任において誠意を持って解決にあたること。
- 5 市が新設公共物（道路及び水路）の引渡しを受けた後、隠れた瑕疵により、道路又は水路としての機能、若しくはその維持管理に重大な支障をきたし、甲が改善措置を請求した場合は、乙は、乙の負担においてその責に応じること。
- 6 都市計画法第32条の規定に基づき、締結する「公共施設の管理に関する協議書」を遵守のうえ、工事を施工すること。
- 7 その他、この条件に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定すること。

開発行為に係る公共物使用同意申請書の提出書類

	提出書類の種類	内 容
1	使用同意申請書	様式1-1及び1-2号
2	位置図	申請地周辺の目標となるものを含んだ地図（住宅地図等）
3	公図の写し	<p>法務局備え付けの公図の該当財産の箇所及びその隣地の全部を複写したもの（申請箇所に着色する。）に次に掲げる事項を記入したもの。</p> <p>なお、当該財産が開発区域に含まれる場合は開発区域を、含まれない場合は開発区域との関係を表示する。</p> <p>ア 大字、字名及び縮尺</p> <p>イ 当該公図の複写年月日（出来れば法務局の証明付き）</p>
4	現況平面図	都市計画法施行規則第16条第4項に定める現況図 1/2500以上
5	土地利用計画図	都市計画法施行規則第16条第4項に定める土地利用計画図 1/1000以上
6	同意を求める公共施設の求積図	開発区域内に含む使用しようとする公共物の求積図
7	関係人の同意書	<p>当該公共物に関し利害関係のある者（当該公共物の利用者や、特別な権利を有する者）の同意書。</p> <p>同意書には地積測量図（上記5と同一のもの）を添付し割印を押印。（ただし認印可、印鑑証明書は不要）</p> <p>（例）地元自治会長の同意（道水路）、農家組合長の同意（水路）、当該公共物の利用者又は特別な権利のある者（その状況に応じて判断する。）</p>
8	同意を求める公共物の現況写真	<p>カラー写真 最低2方向（①起点から終点に向かって、②終点から起点に向かって）ただし、周辺の状況により、2方向からの撮影が不可能な場合は、現況から把握できるような場所・方向から撮影。</p> <p>写真撮影方向図を合わせて添付</p>

※ 添付書類は2部提出

同意書

利害関係人として、開発行為の関する下記の公共物の使用について同意いたします。

記

公共物使用場所					
開発許可申請者					
開発行為により 使用すること なる公共物	総面積		内訳	普通河川	m ²
		m ²		道 路	m ²
				そ の 他	m ²

年 月 日

羽生市長 河 田 晃 明 様

住 所

利害関係人

氏 名

印

※認印で可とするが、利害関係人へ説明を行った図面等を添付することとし、添付書類には、割印をするものとする。